

## 第21回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 平成25年5月28日(火) 午後2時~午後3時
- 2 場 所 秋田市役所 議場棟1階 第3委員会室
- 3 次 第
  - 1 開会
  - 2 委員紹介
  - 3 部会長あいさつ
  - 4 部会長職務代理者指名
  - 5 議 事  
「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」  
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 出席委員 恒松 良純 委員  
澤田 享 委員  
宇佐見 康人 委員  
高井 志津子 委員  
田口 正人 委員  
赤田 英博 委員  
鈴木 亘 委員(代理出席:今野 敬二 副所長) 以上7名
- 5 欠席委員 加藤 一成 委員  
嘉藤 潔 委員  
半田 和彦 委員  
渡部 高明 委員
- 6 事務局出席者 佐々木副理事兼都市計画課長  
中島都市計画課参事  
中村都市環境担当主席主査  
伊藤都市環境担当主席主査

司会 本日の会議は、総数 11 名の内、半数以上の委員の方が出席しており、秋田市都市景観形成専門部会設置規程第 3 条第 2 項の規定により本会議は成立していることをご報告する。

#### 4 部会長職務代理者指名

司会 部会長職務代理者は、審議会規則第 3 条第 3 項により、部会の委員の中から部会長が指名することとなっているので、職務代理者の指名をしていただく。

部会長 部会長職務代理者については、澤田委員にお願いします。

澤田委員 ~了承~

#### 議事録署名委員の指名

司会 はじめに議事録署名委員 2 名の指名をしていただく。

部会長 議事録署名委員 2 名については、澤田委員と宇佐見委員にお願いします。

澤田委員 ~了承~

宇佐見委員 ~了承~

#### 5 議事

「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」  
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)

事務局 ( 議事資料(事前協議建造物)について説明 )

部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。

委員 今回の審議は、事前協議の内容が補助対象として適当であるかということではないのか。

事務局 そのとおりである。

委員 補助金は限度額の範囲内であれば全額交付されるのか。

事務局 補助金の概要 2 ページのとおり、建物本体に要する修理・改修については、上限 300 万円で補助率 2 分の 1、外観修景・景観阻害要因の解消については、上限 200 万円で補助率 2 分の 1、基本・実施設計については、上限 50 万円で補助率 2 分の 1 となっている。ただし、消費税は除くものとしている。

委員 自動販売機の所有者はだれか。

事務局 各々のメーカーとなる。

委員 メーカーは申請者ではないが、自動販売機の改修は補助対象となるのか。

事務局 メーカーと事前協議者との間にリース契約が締結されており、補助金の概要1ページ目の2補助対象者に記載のとおり、当該所有者から権限を委任された者も補助対象者となることから、自動販売機の改修も補助対象となる。

委員 自動販売機の改修に対して補助することは、景観重要建造物を保存するという趣旨とは違うことに補助金を交付することになるのではないか。このことから、自動販売機を移設した方がよいと思うがどうか。

事務局 市としても当初申請者と自動販売機について移設の方向で協議したが、この場所に設置しておきたいという事前協議者の意向があった。  
また、自動販売機にシートを貼ることによっても、景観阻害要因の解消につながるものと判断した。

部会長 自動販売機については、経済活動なので、部会として除去を命令することはできない。このため、移設した方がよいという委員の意見も分かるが、その件は今後の課題として、現状の状態からシートで覆われ少しでも景観阻害要因が解消された方がよいのではないかと思う。解消するために自動販売機を木枠で囲う取り組みを行っている地域もある。

委員 自動販売機に貼るシートの色が非常に明るく目立つので、色の変更は可能なのか。

事務局 シートの色は、資料のものとは別にメーカーからもう一種類提示されており、本部会の意見を参考にして、本申請の色を事前協議者から決定していただくこととしたい。

委員 もう一つの青色の自動販売機には、シートを貼らないかのか。

事務局 こちらも同様にシートを貼る予定であるが、まだメーカーとの調整がついていないので、今回は計上していない。

委員 そもそもこの事業の趣旨が昭和20年以前に建築された建造物を保存するというものであり、昭和20年以前は自動販売機もなかったもので、残しておくのはおかしいのではないか。  
シートを貼るにしても、地味な茶系の色がいいし、メーカーのロゴも隠すくら

い徹底したほうがいい。

例えば中尊寺境内の自動販売機はもっと地味な色にしているし、これは国庫補助を受けているからかもしれないが、これに準じた仕様にしないと何のために補助しているのか本末転倒になるのではないか。

事務局           メーカーのロゴ部分は、表面が透明のケースになっていて、中にロゴが収まっている。自動販売機の改修についてはメーカーの協力があることなので、事前協議者からメーカーへ確認してもらい、可能であれば対処していただくこととなる。

部会長           部会からこのような意見があったことは、伝えられるのか。

事務局           お伝えすることとなる。

委員           メーカーと事前協議者は自動販売機の設置期間等を定めリース契約を結んでいると思うので、途中解約すると規定損害金が発生するため、自動販売機の撤去は難しいのではないか。

委員           自動販売機の改修を補助対象とするかしないかの問題ではないか。

事務局           本事業は、昭和20年以前に建築されたもので、その外観が秋田の歴史的景観にふさわしいものである建造物に対し補助するものであり、今回の申請は、建造物に付帯する自動販売機などをいかに本体にマッチさせるかという景観阻害要因の解消の補助対象行為として実施される改修である。

全国的な例をみても、木枠で囲ったり、シートを貼ったりしているケースがある。

秋田市では、シートを貼ることにより景観に配慮した例はあまりないので、よい例になるのではないか。

委員           自動販売機の色を変えただけでは、景観阻害要因を解消したことにならないのではないか。

事務局           確かに自動販売機をなくすのがベストであり、私どもも事前協議者にその旨を伝えたが、撤去は厳しいとの回答だった。そのため少しでも景観阻害要因の解消をしてくれるのであれば、その部分に補助しようということで今回補助対象としたので、ご理解いただきたい。

委員           我々はいいいとしても、補助対象とすることは、自動販売機の設置を認めたことになるのではないか。

委員           自動販売機の改修への補助がだめとなり、このまま目立つ色で設置され続けるよりは、改修して、少しでも目立たなくした方がいいのではないか。

委員 今回は、自動販売機 1 台のみの改修であるが、もう 1 台改修する際、再度専門部会を開催するのか。

事務局 同様の内容なので、専門部会は開催せず、申請の変更で対応したい。

委員 契約の事情等があると思うが、将来的には、自動販売機は撤去してもらいたいと思う。

部会長 シートの色は経年変化で薄く明るくなるので、こげ茶色の方を勧める。

事務局 本日部会からあったシートの色はこげ茶色がいいというご意見については、事前協議者へ伝え、なるべくその方向になるよう調整したい。  
また、もう一つの自動販売機についてもその旨を伝えたい。

部会長 他にご質問等がなければ、事前協議の建造物は補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するという事によろしいか。

各委員 異議なし。

部会長 事前協議の建造物が承認されたので、「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について」は、その旨を審議会会長に報告する。

事務局 6 その他  
(「今年度 2 回目の景観形成専門部会の開催予定日等について」の報告)  
(「景観重要建造物等保存事業費補助金に関するアンケートについて」の報告)

司会 これをもって本日予定の議題はすべて終了とする。

これは、平成25年5月28日に開催された第21回秋田市景観形成専門部会の議事録である。